

平成23年 9 月 28 日

茨城県議会議長 田 山 東 湖 殿

茨城県議会改革等調査検討会議  
座長 海 野 透

県議会の審議活動等の活性化について（答申）

平成23年 3 月 22 日に本検討会議に諮問のあったこのことについては、下記のとおり答申します。

### 記

- 1 議会基本条例制定のための検討を行うべきである。  
なお、条例案の検討に当たっては、本検討会議とは別の組織を設け、その場において検討を行うべきである。
- 2 本会議の質問方式については、現行の一括質問一括答弁方式に加え、分割質問方式を選択できるようにすべきである。（想定する実施時期：第 1 回定例会）
- 3 議長による議員呼称については、「〇〇議員」と統一化すべきである。  
（想定する実施時期：第 4 回定例会）
- 4 常任委員会の名称、所管事項のあり方について
  - (1) 「環境商工委員会」は、名称に「防災」を加え、「防災環境商工委員会」とすべきである。
  - (2) 「文教治安委員会」は、名称を「文教警察委員会」へ変更すべきである。
  - (3) 企業局は、保健福祉委員会から土木委員会へ所管を変更し、名称を「土木企業委員会」とすべきである。  
（想定する実施時期：第 4 回定例会で条例改正）
- 5 予算特別委員会のインターネット映像中継については、実施すべきである。  
（想定する実施時期：第 1 回定例会）
- 6 本会議終了後に議会ホームページ上で会派ごとの採決態度を公表すべきである。  
（想定する実施時期：第 4 回定例会）
- 7 休会日で委員会を開催しない日には、費用弁償しないこととすべきである。  
（想定する実施時期：第 4 回定例会）